

機関番号：12501
 研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2008～2010
 課題番号：20530001
 研究課題名（和文） 明示化困難な根拠に基づく自己決定権の制限：メタ理論から規範的生命倫理論へ
 研究課題名（英文） Limiting the scope of self-determination by the reasons difficult to articulate; from meta-theory to normative bioethics
 研究代表者
 嶋津 格（ SHIMAZU ITARU ）
 千葉大学・大学院専門法務研究科・教授
 研究者番号：60170932

研究成果の概要（和文）：

生命倫理の分野では、理由が明示化されないまま感覚的な判断で一定の行為が、本人を含む関係者の同意があるにもかかわらず禁止されることがある。一見非合理に見えるが、この種の感覚中には、進化論的な過程を経て人間が獲得してきた重要な情報が含まれている可能性があり、単純にこれを否定することは賢明でない。未知の帰結への恐れを理由として社会的な判断で個人の自由が制限されることも、認めねばならない場合がある。

研究成果の概要（英文）：

In bioethics some treatments on which all participants including the patient consent are prohibited on the grounds that society feels strong fear against them while finding it difficult to give articulate reasons why. Such apparently irrational social feeling may be a product of long evolutionary process of human beings. So it is unwise to reject all such prohibitions in favor of self-determination. There are cases in which we should let individual's autonomy circumscribed by the social fear of unknown consequences.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,400,000	420,000	1,820,000
2009年度	900,000	270,000	1,170,000
2010年度	1,000,000	300,000	1,300,000
年度			
年度			
総計	3,300,000	990,000	4,290,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：未知の帰結への不安、自己決定の限界、倫理感覚

1. 研究開始当初の背景

医療倫理・生命倫理については、1980年代

からインフォームド・コンセント論が台頭し、現在ではあらゆるイシューにおいてそれが

規範的解決を得るための議論で中心になっている。しかし関係者が同意していることは、様々な治療や臨床試験などをオンライン化する必要条件とされる一方で、同意があっても法的・社会的に許されないことがあることは、立法その他法的処理では当然のこととして扱われており、そのような立法やガイドラインは実際には多く存在している。しかしそのような実務のための原理論としてそれを擁護する明確な議論が与えられることはまれである。これは倫理感覚の問題と考えられているかのようだが、社会の倫理感覚が個人の自由をオーバールールすることを正当化することは、自由主義的な憲法秩序に反するようにも見える。このような状況の中で、もう少し深いところで実践的な判断の健全さを論証するとともに、できればその一貫性を導くような理論の必要性が感じられていたところである。

2. 研究の目的

1996年の論文「運命」代替としての倫理—生殖技術利用の自由と枠づけ—、産婦人科の世界 Vol.48.No.7で嶋津は、そのような理由として可能なものをいくつか挙げたが、その中でももっとも理論的に興味深いとともにこれまで解明が進んでいない「未知の帰結に対する社会的恐れ」に絞って、その理論化と適用を探ることが本研究の目的である。ただ、「未知の帰結」は原理上事前に明示化することができないため、これを中心的根拠とする自由の制限は普通、一見非合理的な形でしか表現されない。要するにわれわれの倫理世界では、この種の論拠はタブー論と同じ位置をしめるものとしてしか評価されないのである。

しかしたとえばF.A.ハイエクは、倫理的問題におけるタブー（としか意識されない、論拠を上げることが困難な倫理感覚）の重要性を正面から認めるメタ倫理的議論を展開してきた。われわれはこの議論の妥当性を基本的に認める立場に立ちながら、これをメタレベルの議論に留めるのではなく、実際の問題に適用することができる規範レベルの理論へと進めることを目的とした。

3. 研究の方法

広島野崎は数ヶ月に一度千葉大学に来て、われわれ3人の他にも参加者を得て研究会を開いた。研究を進める途中で、言語化困難な倫理的直感が問題になる対象として動物の問題（または「権利」）を取り上げることも行い、これに関連する研究をしている米国の動物法学者を招聘するなどして、議論を進めた（2009年には二人の動物法学者を招聘し

て、このテーマで日本法哲学会でワークショップを開催した。2010年には日本学術振興会から外国人学者招聘の援助を得て、この分野の指導的理論家の一人であるS. Wise博士の来日を得て講演会・シンポジウムなどを開いた。そして3年間にわたる本研究の一応のまとめとして、2010年11月の法哲学会（西南学院大学にて）でこのテーマに絞ったワークショップ（「規範の内容的基礎はどこにあるか——生命倫理の場で——」開催責任者：野崎亜紀子）を開催した。さらに最終的な成果については、2011年8月にフランクフルト（ドイツ）で開催される国際法哲学会のワークショップ（テーマ：The Scope of Liberalism in Bioethics; the limit of consenting will、開催責任者：嶋津裕）で発表する予定になっている。倫理問題に回答する場合の根拠は文化的な差異があるので、本研究全体を通して、議論の射程を日本に限定しないために外国人学者との対話を重視した。2011年8月のワークショップには、ドイツ、イタリア、イギリスなどから報告者やコメンテーターが予定されている。

4. 研究成果

言語的に正当化できる倫理規範は実際にはごく限られている。特に倫理規範が、それを受け入れている当人の意識を通してではなく、社会的な倫理規範としての資格において個人の選択と自由を制限する、という文脈で適用されるための正当化理由は現在のところ、（他者への）危害原理（または「自由の内在的制約」論）などごく一部しかない。しかし実際の立法はどの国においても、広範に個人の選択肢を制限しており、倫理学や憲法論における正当化の論拠と必ずしも整合していない。今回とりあげた「明示化困難な根拠」または「未知の帰結に対する社会的不安」による自由の制限については、一般論としてそのようなものがありうることをわれわれは論証することができるのではないかと思う。たとえば未開社会におけるインセスト・タブーは、当時の人間がその意義を論証できなくとも、後の科学的知見からして社会的に必要であることが認められる規範である。つまり、当該の社会ではタブーとしてしか理解できない規範が、実際には進化論的意義をもつことがある、という点には疑いがない。そして、このような形でメタレベルでそれが可能だと認めることは、それだけでもすでに、実際の議論と実践に（多分好ましい）影響を与えるのである。上記の1996年の論文を嶋津が日本生命倫理学会（筑波大学にて）で報告したときも、会場の反応は若干驚きを伴った安堵といったものであり、「個人の選択がすべてではないのだ」という直感

は、根拠のないものではなかったんですね」といった質問を何人かから受けた。

それゆえ、メタレベルでの議論をさらに進めることにも意義があると考え、これも行った。下記の嶋津の業績はこの点を中心とするとともに、その応用を視野に置いている。適用分野として、若干迂遠かもしれないが、動物の権利問題も扱った。

また野崎はできるだけこのアイデアを実際の倫理 이슈に適用しようとしており、その手がかりが業績の中に見られる。代理母問題は、最近注目された 이슈の一つであり、そこでもわれわれの基本的視点の有用さを示すことができたと考える。

田島は思想史的な観点から、このような発想とつながる知見を発展させ「自然」と「不自然」という判断の性質を論じた(2010年ワークショップ報告にて)。同時に、この間の正義論や国家論を論じる田島の旺盛は理論活動の中に、われわれの研究の影響が一部盛り込まれている。

それぞれの研究の成果は、その一部が上記の2010年法哲学会でのワークショップで公開討論として提示され、参加者の中で議論を呼んだ。

また、本研究のインスピレーションを与えてくれたハイエクの哲学について、3冊の原著(英文と独文)内に収録された論文を1冊に集めた訳書を刊行した(下記『哲学論集』、監訳および解説は嶋津)。2007年ころから院生たちと翻訳作業を始め、毎週担当者の翻訳をプロジェクターで投影して、参加者(特に嶋津)が意見を言うという形で作業を進めた。訳書の刊行に対する学問的評価は低いのが一般であるが、本書については、一般の訳書を越える困難と意義があったのではないかと考えている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計8件)

①野崎亜紀子「グローバルな社会と個人の自由——生の両端領域における個人の自由の規制根拠を考える——」、広島市立大学国際学部国際社会研究会編『多文化・共生・グローバル化 普遍化と多様化のはざま』(ミネルヴァ書房)、査読有、2010年、93-116頁

②嶋津格「人間モデルにおける規範意識の位置——法学と経済学の間隙を埋める」、宇佐見誠編著『法学と経済学の間隙』勁草書房、査読有、2010年、45-61頁

③嶋津格「臨床研究における補償制度と指針と法制化について」メディカルエシックス42、査読有、2010年、105-110頁

④野崎亜紀子「重篤な疾患をもつ新生児の医療をめぐる話し合いのガイドライン」、周産期医学40巻4号、査読有、2010年、549-552頁

⑤田島正樹「『神聖喜劇』論」、理想682号、2009年、査読有、131-141頁

⑥嶋津格「実験動物の法的・倫理的 position と実験目的によるヒト由来物の利用」、町野朔・雨宮浩共編『バイオバンク構想の法的・倫理的検討——その実践と人間の尊厳——』上智大学出版、査読有、2009年、1-26頁

⑦嶋津格「治療と設計の間——家族論への挑戦——」、家永登・上杉富之編・比較家族史学会監修『生殖革命と親・子——生殖技術と家族Ⅱ——』早稲田大学出版部、査読有、2008年、3-19頁

⑧野崎亜紀子「代理出産 なぜそれは規制され得るのか」創文507号、査読有、2008年、23-26頁

[学会発表] (計3件)

①嶋津格「非基礎付け主義の基礎付けと応用：自己決定の果てるところ」日本法哲学会学術大会・総会 2010年11月20-21日 西南学院大学

②野崎亜紀子「生命倫理の場における意思とその限界——インフォームド・コンセントを考える——」日本法哲学会学術大会・総会 2010年11月20-21日 西南学院大学

③田島正樹「価値としての自然・不自然」日本法哲学会学術大会・総会 2010年11月20-21日 西南学院大学

[図書] (計3件)

①田島正樹『正義の哲学』河出書房新社、2011年、216頁

②嶋津格(監訳と解説)、F.A.ハイエク『哲学論集』春秋社、2010年、337頁

③田島正樹『神学・政治論：政治哲学としての倫理学』、勁草書房、2009年、324頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

嶋津 格 (SHIMAZU ITARU)
千葉大学・大学院専門法務研究科・教授
研究者番号：60170932

(2) 研究分担者

野崎 亜紀子 (NOZAKI AKIKO)
広島市立大学・国際学部・准教授
研究者番号：50382370

田島 正樹 (TAJIMA MASAKI)
千葉大学・大学院人文社会科学研究科・教授
研究者番号：20147490